

第 11 期 長 崎 市 分 別 収 集 計 画

令和8年4月

長 崎 市

目 次

1	計画策定の意義	P 1
2	基本的方向	P 1
3	計画期間	P 1
4	対象品目	P 1
5	各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み (法第 8 条第 2 項第 1 号)	P 2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第 8 条第 2 項第 2 号)	P 2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄 物の収集に係る分別の区分 (法第 8 条第 2 項第 3 号)	P 3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、 容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量 及び製品プラスチックの量の見込み (法第 8 条第 2 項第 4 号)	P 4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、 容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量 及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法	P 5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第 8 条第 2 項第 5 号)	P 5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第 8 条第 2 項第 6 号)	P 6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	P 7

※『法』…容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

第 11 期長崎市分別収集計画

1 計画策定の意義

持続可能な社会の実現には、循環型社会と低炭素社会、自然共生社会に向けた取組を統合的に展開することが重要である。

本計画はこのような状況のなか、循環型社会の形成のため、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第 8 条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の 4 R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

併せて、令和 4 年 4 月 1 日に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）に基づき、製品プラスチックの分別収集についても、プラスチック製容器包装廃棄物と一体的に行い、分別収集物の再商品化に必要な措置を講じるものである。本計画の推進により、容器包装廃棄物や製品プラスチックの 4 R を推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっては、「長崎市第 5 次総合計画」の着実な進展を環境面から実現する計画と位置づけている「長崎市第三次環境基本計画」に掲げる施策に基づき、計画の実現に向けた取組を実施していくことで、循環型社会の実現を目指すものとする。

- 基本目標・施策 : 資源の有効活用
- 個別目標・施策 : ごみ排出量の削減とリサイクルの推進
- 取組みの柱 : 資源物分別収集の促進
- 取組みの柱 : ごみ排出量の削減
- 個別目標・施策 : 廃棄物の適正処理の推進
- 取組みの柱 : 廃棄物を適正に処理
- 取組みの柱 : 処理施設の整備等の推進

3 計画期間

本計画の計画期間は令和 8 年 4 月を始期とする 5 年間とし、令和 10 年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み

(容器包装リサイクル法第8条第2項第1号)

	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
容器包装廃棄物	20,195t	19,987t	19,778t	19,570t	19,362t
製品プラスチック	1,923t	1,904t	1,884t	1,864t	1,844t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(容器包装リサイクル法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、市民、排出事業者、再商品化事業者、行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

(1) 集団回収活動の促進

地域住民によるリサイクル活動及び集団回収活動を促進し、段ボール・アルミ缶等の資源化を推進する。

(2) リサイクル推進員制度の活用

リサイクル推進員による地域住民に対するごみ出しマナーの指導や集団回収活動に対する啓発活動の強化を図り、地域住民の意識向上を促進する。

(3) 廃棄物減量化推進店舗の指定拡大

簡易包装、トレイ等の店頭回収、再生品の販売、マイバッグ持参運動等の活動を行う廃棄物減量化推進店舗をより多く指定し、消費者のごみ減量化及び容器包装廃棄物の資源化に関する意識の向上に努める。

(4) 事業系廃棄物の適正処理

特定建築物所有者等に対する事業系一般廃棄物減量等計画書の提出及び一般廃棄物管理責任者の配置を徹底させるほか、本市施設に搬入する収集運搬許可業者に対する搬入物検査等により、全ての事業者に対して廃棄物の減量と分別の徹底を図る。

(5) 環境教育及び啓発活動の実施

副読本や映像等による小中学校の児童生徒に対する環境教育及び環境イベントの開催による市民への啓発活動を実施し、ごみ減量化及びリサイクルに対する意識啓発に努める。

(6) ごみ減量・リサイクル講座

ごみ減量化やリサイクルなどのごみ問題について、理解と関心を持たせるため、自治会や学校、その他各種グループからの要請に応じて講座等を開催する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（容器包装リサイクル法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類及び収集にかかる分別の区分を下表のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集にかかる分別の区分
主としてスチール製の容器		資源ごみ
主としてアルミ製の容器		
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	
	茶色のガラス製容器	
	その他の色のガラス製容器	
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）		本・雑誌・紙パック・雑がみ（紙箱・紙袋・包装紙など）
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		
主として段ボール製の容器		段ボール
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）	プラスチックごみ（※1）
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装	
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの		

（※1）令和8年10月から、全市域においてその他のプラスチック製容器包装と製品プラスチックを一括回収する計画をしている。それまでの間、一部地域においては、その他のプラスチック製容器包装のみを「プラスチック製容器包装」として回収する。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み（容器包装リサイクル法第8条第2項第4号）

	R8年度		R9年度		R10年度		R11年度		R12年度	
容器包装リサイクル法に基づき分別収集するもの										
主としてスチール製の容器	336t		332t		329t		325t		322t	
主としてアルミ製の容器	587t		581t		575t		568t		562t	
無色のガラス製容器	(合計) 520t		(合計) 515t		(合計) 510t		(合計) 504t		(合計) 499t	
	(引渡量) 489t	(独処量) 31t	(引渡量) 484t	(独処量) 31t	(引渡量) 479t	(独処量) 31t	(引渡量) 474t	(独処量) 30t	(引渡量) 469t	(独処量) 30t
茶色のガラス製容器	(合計) 685t		(合計) 678t		(合計) 671t		(合計) 664t		(合計) 656t	
	(引渡量) 603t	(独処量) 82t	(引渡量) 597t	(独処量) 81t	(引渡量) 590t	(独処量) 81t	(引渡量) 584t	(独処量) 80t	(引渡量) 577t	(独処量) 79t
その他の色のガラス製容器	(合計) 681t		(合計) 674t		(合計) 667t		(合計) 660t		(合計) 653t	
	(引渡量) 627t	(独処量) 54t	(引渡量) 620t	(独処量) 54t	(引渡量) 614t	(独処量) 53t	(引渡量) 607t	(独処量) 53t	(引渡量) 601t	(独処量) 52t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	0t		0t		0t		0t		0t	
主として段ボール製の容器	1,406t		1,391t		1,377t		1,362t		1,348t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 65t		(合計) 65t		(合計) 64t		(合計) 63t		(合計) 63t	
	(引渡量) 64t	(独処量) 1t	(引渡量) 64t	(独処量) 1t	(引渡量) 63t	(独処量) 1t	(引渡量) 62t	(独処量) 1t	(引渡量) 62t	(独処量) 1t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 1,606t		(合計) 1,589t		(合計) 1,573t		(合計) 1,556t		(合計) 1,540t	
	(引渡量) 1,076t	(独処量) 530t	(引渡量) 1,065t	(独処量) 524t	(引渡量) 1,054t	(独処量) 519t	(引渡量) 1,043t	(独処量) 513t	(引渡量) 1,032t	(独処量) 508t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 3,849t		(合計) 3,809t		(合計) 3,769t		(合計) 3,729t		(合計) 3,690t	
	(引渡量) 3,811t	(独処量) 38t	(引渡量) 3,771t	(独処量) 38t	(引渡量) 3,731t	(独処量) 38t	(引渡量) 3,692t	(独処量) 37t	(引渡量) 3,653t	(独処量) 37t
(うち白色トレイ)	0t		0t		0t		0t		0t	
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの										
製品プラスチック	(合計) 1,220t		(合計) 1,500t		(合計) 1,484t		(合計) 1,469t		(合計) 1,453t	
	(引渡量) 0t	(独処量) 1,220t	(引渡量) 0t	(独処量) 1,500t	(引渡量) 0t	(独処量) 1,484t	(引渡量) 0t	(独処量) 1,469t	(引渡量) 0t	(独処量) 1,453t

※「主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの」及び「上記にあるプラスチック容器包装以外のプラスチック使用製品」にある(独自処理量)には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」第三十三条に記載の再商品化計画の認定分の数量も含めること。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

また、人口変動率は、一般廃棄物処理計画と整合を図り、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計(令和2年度国勢調査を踏まえたR7:381,884人、R12:362,388人の予測値を使用し、5ヶ年の人口推計の間は、同じ減少数で設定している。)

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
377,985人	374,086人	370,186人	366,287人	362,388人

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(容器包装リサイクル法第8条第2項第5号)

<分別収集の実施主体>

容器包装廃棄物・製品プラスチックの種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
スチール製容器	資源ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 市及び委託業者 住民団体による集団収集 店頭回収 	<ul style="list-style-type: none"> 委託業者 住民団体 民間事業者
アルミ製容器			
無色のガラス製容器			
茶色のガラス製容器			
その他の色のガラス製容器			
ペットボトル			
その他の紙製容器包装	本・雑誌・紙パック・雑がみ(紙箱・紙袋・包装紙など)		
飲料用紙製容器			
段ボール	段ボール		
白色トレイ	プラスチックごみ(※1)	<ul style="list-style-type: none"> 市及び委託業者 店頭回収 	<ul style="list-style-type: none"> 委託業者
その他のプラスチック製容器包装		<ul style="list-style-type: none"> 市及び委託業者 	
製品プラスチック			

(※1) 令和8年10月から、全市域においてその他のプラスチック製容器包装と製品プラスチックを一括回収する計画をしている。それまでの間、一部地域においては、その他のプラスチック製容器包装のみを「プラスチック製容器包装」として回収する。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(容器包装リサイクル法第8条第2項第6号)

分別収集する容器包装廃棄物・製品プラスチックの種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	資源ごみ	袋	2 t～3 tパッカー車 地区又は分別区分によりダンプトラック、軽トラックを使用	市選別施設及び 民間選別(再商品化)施設(※2)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器				
茶色のガラス製容器				
その他の色のガラス製容器				
ペットボトル				
白色トレイ その他のプラスチック製容器包装	プラスチックごみ(※1)			
製品プラスチック				
その他の紙製容器包装	本・雑誌・紙パック・ 雑がみ(紙箱・紙袋・ 包装紙など)	ひも (縛る)・ 袋		
飲料用紙製容器				
段ボール	段ボール			

(※1) 令和8年10月から、全市域においてその他のプラスチック製容器包装と製品プラスチックを一括回収する計画をしている。それまでの間、一部地域においては、その他のプラスチック製容器包装のみを「プラスチック製容器包装」として回収する。

(※2) 令和8年度からプラスチック使用製品の選別(再商品化)施設の供用開始が予定されている。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集を円滑に行い、実効あるものにするため、次の事項を推進する。

(1) 減量化・資源化等についての審議

学識経験者及び市民で構成する清掃審議会において、廃棄物の適正処理と容器包装廃棄物の減量化・資源化等の重要な事項について審議を行う。

(2) 地域住民に対する説明会等の実施

容器包装廃棄物の分別収集等に関し、地域住民への周知を図るため、住民説明会を実施する。また、自治会や市民団体、学校等においてごみ減量・リサイクルに関する講習会等を行う。

(3) リサイクル推進員制度の充実

ごみステーションにおけるごみ出しマナーの指導や、集団回収活動を促進するため、より多くのリサイクル推進員を委嘱する。また、委嘱されたリサイクル推進員に対し、能力開発や意見交換を目的として、研修会や施設見学会等を実施する。

(4) 容器包装廃棄物の分別収集に係る啓発活動

ア 自治会・市民団体等に対する分別講習会

イ 広報誌への掲載

ウ ポスター・チラシ等の配布

エ SNSを利用した情報発信

オ 夏祭りやエコライフフェスタなどイベント時でのブース出店

カ 啓発ビデオの貸し出し 等